

たっくす ぺいじ

税特集号

快適都市 一草加一

平成25年 2月

税特集号に関する問い合わせ先
草加市 総務部 市民税課・資産税課・納税課
埼玉県草加市高砂一丁目1番1号 ☎048-922-0151(代表)

納税課からのお知らせ

1 口座振替をおすすめします

納期の度に
窓口に行くのは面倒ね。

すっかり納め忘れて
延滞金が…

お金落としたら
大変!



便利
いつもの口座に用意するだけ

確実
納期限の日に「自動」で振替します

安全
現金を持ち歩く必要がありません

金融機関の窓口へ

「納税通知書」「預貯金通帳」
「通帳届出印」をご用意ください。
「口座振替依頼書」をお持ちならば、併せてお持ちください。

口座振替依頼書を提出

対象税目

- ・市県民税（普通徴収）
- ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税

備え付けの口座振替依頼書に所定の事項を記入・捺印してください。



2 コンビニでも納付できます

納税通知書等に同封されている納付書（バーコード付き）は、コンビニでご利用いただけます。

- 納付可能な税目
- ・市県民税（普通徴収）
 - ・固定資産税・都市計画税
 - ・軽自動車税
 - ・国民健康保険税



※コンビニでは納期限を過ぎると納付することができません。
※各期の納付額が30万円以上の場合
は、コンビニでは取り扱いできません。

4 納税相談を実施しております

納期限までに納税が困難の方については納税相談をご案内しております。ご希望される場合は、納税義務者（ご本人さま）に納税課までご来庁をお願いしております。納税しないで放置されますと、財産の差押（滞納処分）を受けることがあります。

- 財産とは
- 給与
 - 年金
 - 預貯金
 - 生命保険
- 等です

水曜日夜間・日曜日午前中も
窓口開庁

毎週水曜日（夜間）と日曜日（午前中）に窓口を開設して皆さまの利便性の向上を図っております。

- 水曜日 午後5時～9時まで（休日を除く）
- 日曜日 午前9時～午後0時30分まで（年末年始を除く）

3 納税コールセンターから納付のご案内をしています

草加市では市税等を納期限までに納付されない方に対して、電話による納付の呼びかけのご案内を行っております。

なお、「納税コールセンター」が口座を指定して振り込みを求めたり、金融機関でATMの操作を指示することはありませんので、ご注意ください。

期限内に納付しないと延滞金がかかります

〈延滞金の率〉

納期限の翌日から1か月まで	※1年4・3%
それ以降	※1年14・6%

※1 平成25年の場合

延滞金の減免制度を設けました

延滞金減免の対象となるのは、※2「納税の誠意」があり、次の要件に該当する方です。減免期間は認定日から一年間です。

- 納税環境を整えるために
- ①災害等による損失、②傷病等による多額出費、③事業の著しい損失、④失職等による所得減少、⑤会社解散・破産手続開始決定、⑥法令等による身体拘束、⑦納税通知書の送達事実不知、⑧賦課に関する不服申立てになります。なお①、②、⑦、⑧の要件の方は全額免除に、③、④、⑤、⑥の要件の方は2分の1減免となります。認定を受ける際は、証明書類が必要となります。

※2「納税の誠意」とは、滞納市税を優先的に納付しなければならぬことを認識していること、分納不履行者や納付歴のない方は対象になりません。

5 市税等の納期スケジュール

平成25年度の納期のスケジュールは左記の通りです。

平成25年度 草加市 市税等納期カレンダー

納期限	平成25年								平成26年	
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
税目	5/31(金)	7/1(月)	7/31(水)	9/2(月)	9/30(月)	10/31(木)	12/2(月)	1/6(月)	1/31(金)	2/28(金)
市県民税（普通徴収）		1期		2期		3期			4期	
固定資産税・都市計画税	1期		2期					3期		4期
軽自動車税	全期									
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

問い合わせ先納税課
☎048-922-11098(管理係)
☎048-922-1124(納税係)
☎048-922-1126(調査係)
☎048-922-13417(公債権係)

1 個人の市民税・県民税について

問い合わせ先 市民税課 ☎048-922-1042

市民税課からのお知らせ

生命保険料控除の算出方法が変更になります。

平成24年分から始まった所得税の生命保険料控除の改正に合わせて、市民税・県民税も同様に平成25年度（平成24年分）から生命保険料控除の算出方法が変更になります。

【変更の内容】

- ・平成25年度（平成24年分）以降の生命保険料控除が対象です。
- ・従来の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に新たに「介護医療保険料控除」が加わりました。



※3つの保険料控除額が2万8千円ずつであっても控除限度額は7万円となります。

平成24年度以前			平成25年度以降		
控除限度額 7万円			控除限度額 7万円		
内訳	一般生命保険料控除	3万5千円	内訳	一般生命保険料控除	2万8千円
	個人年金保険料控除	3万5千円		個人年金保険料控除	2万8千円
				介護医療保険料控除	2万8千円

【計算の方法】

契約の時期（旧契約・新契約）により、計算方法が異なります。

- ・平成23年12月31日までに結んだ保険契約等に係るもの⇒旧契約
- ・平成24年1月1日以降に結んだ保険契約⇒新契約
- ・平成23年12月31日以前に結んでいた保険契約が平成24年1月1日以降に更新された場合⇒新契約

【新契約・旧契約双方に加入している場合】

新契約と旧契約の双方がある場合は①、②のうちいずれか金額の大きい方が適用となります。

- ①右の計算表により、新契約・旧契約の控除額をそれぞれ求め、算出した各控除額の合計額（限度額28,000円まで）
- ②旧契約だけで計算した金額

	支払金額	控除額
新契約	12,000円以下	全額
	12,000円超 32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
	32,000円超 56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
	56,000円超	一律28,000円
旧契約	15,000円以下	全額
	15,000円超 40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
	40,000円超 70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
	70,000円超	一律35,000円

市民税・県民税とは

草加市民の方の場合、埼玉県と草加市に納めていただく税金で住民税とも呼ばれています。市民税・県民税にはそれぞれ均等割と所得割があり、その人の前年の収入によって負担する金額が決まります。

例えば平成25年度の課税の場合…

算定する収入…………… 平成24年1月1日～12月31日の間の収入

納入する自治体…………… 平成25年1月1日時点の住民登録地

納付の時期…………… 給与天引き（特別徴収）の人
 ⇒ 6月から翌年5月までの12回
 65歳以上の年金受給者
 ⇒ 4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の6回
 本人支払（普通徴収）の人
 ⇒ 6月末・8月末・10月末・翌年1月末の4回

均等割…………… 一律 市3,000円、県1,000円

※均等割の特例

東日本大震災からの復興に関し、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの臨時的な措置として市民税・県民税の均等割額について改正がありました。

現行：市民税3,000円県民税1,000円合計4,000円（平成25年度まで）
 改正後：市民税3,500円県民税1,500円合計5,000円（平成26年度から平成35年度まで）

所得割…………… 税率：市6%、県4%

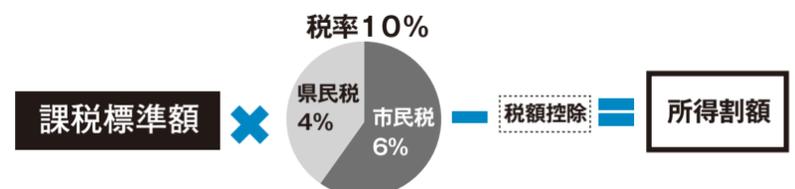
市民税・県民税の算出方法

収入が1種類（給与収入のみ・年金収入のみ等）の場合、住民税は次のように計算されます。

- ①課税標準額を求めます。



- ②税率をかけて税額控除を引きます。



- ③所得割額に均等割額を足します。



市民税・県民税の「納税通知書(普通徴収)」は、毎年6月上旬頃発送予定です。

市民税・県民税に関する Q&A

Q 妻がパート仲間から“103万円までに抑えたほうが良い”と、言われたようですがどういう事ですか？

- A 妻がパートでの給与収入を103万円に抑えると次のようなメリットがあります。
- ①夫が配偶者控除を受けられる。
(給与収入の場合103万円までは扶養に入れます)
 - ②妻の所得税がかからない。
(所得税は給与収入の場合103万円を超えるとかかります)
つまり、103万円というのは扶養と所得税のボーダーラインなのです。ただし、給与収入103万円の場合は妻の住民税が6,500円かかりません。

※下記の表は、配偶者の給与収入と係る税金についての早見表です。

配偶者の1/1～12/31のパート等の収入(円)	配偶者の税金		相手が受けられる控除
	所得税	市県民税・県民税	
～965,000	非課税	均等割	配偶者控除(扶養)
965,001～1,000,000		非課税	
1,000,001～1,030,000	課税	4,000円	配偶者特別控除なし
1,030,001～1,409,999			
1,410,000～	課税		

※左の表からもわかるとおり、住民税がかからない給与収入は965,000円までです。また、1,409,999円までは配偶者特別控除を受けることができます。ただし、妻の収入金額によっては社会保険の扶養から外れてしまうこともあります。

どのくらいの収入にするのがいいのかについては、生活環境や価値観によっても異なりますので、状況やメリット、デメリットを考えてそれぞれの家庭の事情に合わせて判断することをお勧めします。

Q 税金上の扶養に入ることができる収入はいくらですか？

A 税金上、扶養の対象になるのは合計所得が38万円までの方です。所得を収入で換算すると次のとおり

- 給与収入のみ 103万円まで
- 年金収入(65才未満)のみ 108万円まで
- 年金収入(65才以上)のみ 158万円まで



※2種類以上の収入(年金と給与など)や、営業収入、報酬等の収入がある場合には上の表に当てはまりませんのでご注意ください。

公的年金を受給されている方へ

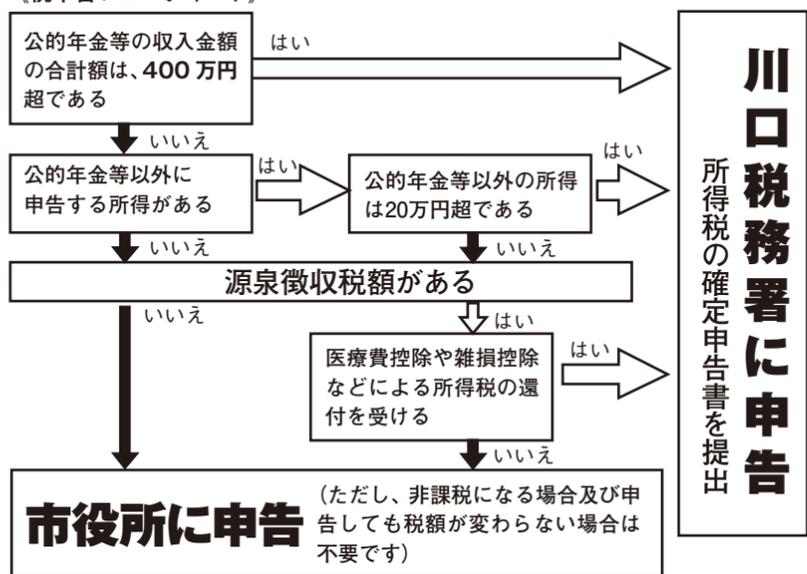
Q 公的年金をもらっているんだけど申告はした方がいいの？



Q 10月から急に税金があがったんだけど?? (年金特別徴収の場合)

A 国民年金や厚生年金など、公的年金を受給されている方は、次のフローチャートにて申告が必要かどうか確認してください。

《税申告フローチャート》



※上場株式等に係る繰越控除など、確定申告書の提出が要件となっている控除の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

なお、公的年金を受給されている65歳以上の方については、原則市民税・県民税は年金からの引き落とし(年金特別徴収)となります。ただし、次の方は引き落としとなりません。

- 介護保険料が年金から引き落としされていない方
- 引き落とされる市民税・県民税等が老齢基礎年金等の額を超える方

※注意 引き落としとされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などは給与からの引き落とし又は納付書での本人納付となります。

年金特別徴収(年金天引きの場合)以下のように前半と後半に分けて引き落とす金額を計算するため、後半分(10月～2月分)が極端に高くなる場合があります。

☆Point☆

年金特別徴収は年税額を前半と後半に分けて考えます。

【年金特別徴収開始】(例 年税額6万円の場合)

平成25年度 初めて年金特別徴収(年金天引き)

	前半分		後半分			
	月	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	2月
税額		15,000	15,000	10,000	10,000	10,000
支払方法		普通徴収(本人払い)		年金特別徴収(年金から引き落とし)		

【年金特別徴収2年目】(例 年税額9万円の場合)

平成26年度 2年目の年金特別徴収(年金天引き)

	前半分			後半分			
	月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額		10,000	10,000	10,000	20,000	20,000	20,000
算定方法		前年度の2月と同じ金額			年税額-前半分=残り分		
支払方法		年金から引き落とし(年金特別徴収)			年金から引き落とし(年金特別徴収)		

A このように年金特別徴収では、引き落とす金額を前半と後半に分けて計算します。

このため、10月の引き落とし金額がいきなり高くなったり、逆に低くなったりすることがあります。

これは6月にならないと年税額が決まらず、前半分(4月～8月)については前年の実績(前年2月分)を基に仮徴収し、後半で調整する制度であるためです。

2 固定資産税・都市計画税について

固定資産税とは

毎年1月1日（賦課期日）現在の**土地・家屋・償却資産**[※]の所有者が、それらの固定資産の価格をもとに算定された税額を市に納める税金です。

※償却資産とは、会社や個人で商店や工場を営んでいる人が、その事業のために用いる**機械・器具・備品等**をいいます。

固定資産税・都市計画税の「納税通知書」は、5月の連休明けに発送の予定です。

【「納税通知書」には
所在地、評価額、課税標準額、税率、
税額、納期、納付場所などが
記載されています。

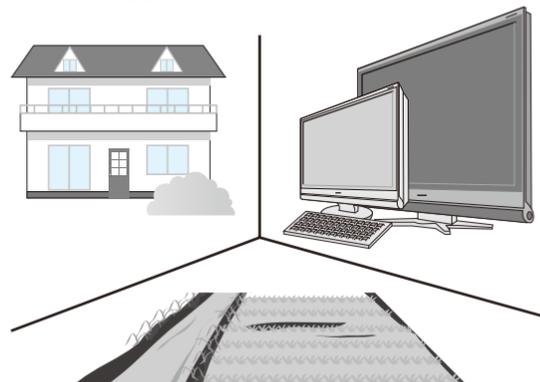
都市計画税とは

都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用にあてることを目的として課税されるもので、**市街化区域内にある土地・家屋**の所有者が市に納める税金です。

問い合わせ先

資産税課

土地係 ☎ 048 - 922 - 1081
家屋係 ☎ 048 - 922 - 1092
償却資産係 ☎ 048 - 922 - 1068



固定資産税・都市計画税の税額の算出方法

$$\text{課税標準額}^{\ast 1} \times \text{税率}^{\ast 2} = \text{税額}$$

※1 税額計算のもとになる価格です。
※2 固定資産税 1.4% 都市計画税 0.25%

土地に関するQ&A

■土地の税額が高くなったのですが

Q 平成24年10月に住宅を取り壊し、駐車場にしたのですが、平成25年度分の税額が高くなったのはなぜですか？

A 土地の上に一定要件を満たす住宅があれば、「住宅用地に対する課税標準の特例」として、土地の面積に応じて定められている特例率を適用し、減額されます。しかし住宅を取り壊し、駐車場に用途を変更したことで、平成25年1月1日現在は特例が適用されず、税額が高くなったものです。

家屋に関するQ&A

■家屋の税額が高くなったのですが

Q 平成21年に木造の住宅を新築しましたが、平成25年度分の税額が高くなったのはなぜですか？

A 新築の住宅については、一定の要件の中で、決まった期間、固定資産税額が2分の1に減額されます。この期間が終了し、本来の税額となり高くなったものです。



土地・家屋に関するQ&A

■年の途中で土地や家屋を売った場合は

Q 昨年12月に土地と家屋の売買契約を締結し、2月に所有権移転登記をしましたが、5月に納税通知書が送られてきました。なぜですか？

A 固定資産税は、地方税法の規定により、毎年1月1日現在登記簿に記載されている所有者に課税することとされているため、今年度の課税は、あなた（売った人）に課税することになります。このことから、土地・家屋の売買契約締結の際、当事者間で税負担の割合を決める（日割り、月割り等にする）ことが広く行われています。

償却資産に関するQ&A

■店の備品等にも税金がかかるのですか

Q 私は雑貨店を営む者ですが、小さい店で備品などもありません。申告しても免税点未満になることもないと聞きますし、必ず申告しなければならないのでしょうか？

A 固定資産税は土地・家屋以外に、事業のために用いる機械・備品等の償却資産も課税の対象です。償却資産の所有者は毎年1月1日現在における償却資産の状況を申告しなければなりません。申告していただいた結果、課税標準額が150万円未満の場合「免税点未満」として課税されませんが、この場合でも申告は必要です。

償却資産に関するQ&A

■不動産賃貸業における償却資産について

Q 私は共同住宅や駐車場を営んでいます。所有する物件について、土地や家屋の固定資産税は毎年納めていますが、償却資産として課税されるものもあると聞きました。どのようなものが該当するのでしょうか？

A 不動産賃貸業における償却資産には、ブロック塀・フェンス・自転車置場・ごみ置場・門扉・ルームエアコン・看板・駐車設備（料金精算機・アスファルト舗装等）・屋外照明設備などがあげられます。これらは土地・家屋とは別途課税されます。該当する方は毎年1月1日現在に所有する資産について、1月末までに申告をしてください。